

国民健康保険の被保険者資格証明書及び短期被保険者証の 交付基準の変更について

国民健康保険の被保険者資格証明書（医療機関で本人負担が10割）及び短期被保険者証（有効期間が6か月の被保険者証）の交付は、保険料の滞納世帯への納付勧奨を主な目的としているが、現在は郵送交付していることから、目的を十分に達成できていない。そこで交付基準を変更することで交付数を削減し、事務の簡素化及び経費削減を実現する。一方で、保険料徴収の取り組みを強化していく。

1 被保険者資格証明書の交付基準の変更

納期限から1年間保険料を納付しない場合においては、特別な事情があると認められる場合を除き、被保険者資格証明書を交付する（国民健康保険法第9条第6項、国民健康保険法施行規則第5条の6）。

対象世帯の変更

（変更前）

- ・短期被保険者証交付世帯のうち1年以上納付実績が無い。
- ・保険料の納付ができない特別な事情が無い。

（本人から特別な事情があることの申し出が無い場合）

（変更後）

- ・短期被保険者証交付世帯のうち1年以上納付実績が無い。
- ・保険料の納付ができない特別な事情が無い。

（納付のための資力が十分ある等特別な事情が無いことが確認できた場合）

2 短期被保険者証の交付基準の変更

保険料を滞納している世帯主と世帯員については、特別の有効期間（通例定める期日より前の期日）を定めることができる（国民健康保険法第9条第10項）。

※中野区では、被保険者証の有効期間は2年であるが、短期被保険者証の有効期間は6か月

対象世帯の変更

（変更前）

- ・前年度の保険料納付額が賦課額の50%未満の世帯

（変更後）

- ・高額滞納世帯

（基準については社会情勢、全体の滞納状況等に応じて年度ごとに決定する。）

3 変更時期

令和5年10月1日

4 交付基準の変更による被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付数見込み

被保険者資格証明書 560世帯（令和4年12月末時点）→0～3世帯程度

短期被保険者証 2,484世帯（令和4年12月末時点）→0～3世帯程度

5 保険料徴収の取り組みの強化

今後、保険料の滞納に対しては、督促、催告や差押えといった保険料の徴収の取り組みを強化していく。